

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

日高町国民健康保険の保険証は、毎年4月に有効期限が切れ更新しています。現在お使いの保険証の有効期限は、平成23年4月30日までとなっています。

新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証の有効期限が切れる4月30日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

4月30日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。

新しい保険証が届いたら

記載内容を確認し、大切に保管してください。

保険証ケースを紛失・破損した場合は役場各窓口にて新しい物を配布します。

古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなどして、確実に破棄してください。破棄することが難しい場合は役場各窓口へ返却してください。

資格に変更があったら

他の保険に加入した方は、国保の資格喪失の届出が必要です。また、国保に加入する時も届出が必要です。変更があった場合は14日以内に届出を。

今回送付する保険証は、3月末現在の状況で作成しています。そのため3月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。該当される方は、お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。

70歳から74歳の方へお知らせ

70歳から74歳までで医療費の自己負担額が現在1割負担の方は、4月から2割負担に変更になる予定でしたが、平成23年度も1割負担が継続されることとなりました。

対象となる方には、3月末までに新しい「高齢受給者証」を送付していますのでご確認ください。

お問い合わせ先

日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ
電話 01456-2-5131

届出窓口

役場 保健福祉課 ・ 日高総合支所 住民生活課
水・くらしサービスセンター ・ 厚賀出張所

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお支払い方法について～

◆保険料の納め方

保険料の納め方は、「年金からのお支払い(特別徴収)」と「納付書・口座振替によるお支払い(普通徴収)」の2つの方法があります。

特別徴収

年金 からのお支払いとなります。

- お手続きの必要はありません。
 - ・なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。
 - 受給している年金額が、年額18万円未満の方
 - 介護保険とあわせた保険料が年金支給の半分を超える方
- ※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。
「納付書」や「口座振替」でお支払いください。

普通徴収

納付書・口座振替 による金融機関でのお支払いとなります。

- 口座振替に切り替わるまで、数ヶ月のお時間が必要となります。
- ※国民健康保険税を口座振替していた方でも自動的に継続されません。
改めて手続きが必要です。

◆保険料の納め忘れはありませんか？

※納付書払いでの保険料の納め忘れが多発しています。

ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書(納入通知書)をご確認ください。

◆保険料の納め方

- 納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- ・「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。
- 税申告の際、「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方(口座名義人)が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。
「口座振替」をご希望される方は、役場窓口までお申し出ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

日高町 保健福祉課 介護・保険医療グループ

電話 01456-2-5131